

# 神奈川県安全性向上委員会

## 設立趣意書

平成 17 年 12 月

道路は生活に欠くことのできない社会基盤であり、この道路上では、人やモノの移動に伴い、移動手段（自動車、自転車、歩行など）をとりまく交通環境（道路構造、交通規制・制御、地形条件、気象・自然条件など）が絡み合うことにより、交通事故が発生し、生活や経済活動に多大なストレスと損害を生じさせている現実がある。このため、道路の安全性の向上を図ることは、道路行政として喫緊の課題である。

このような背景のもと、神奈川県内の安全性向上を図るにあたり、「神奈川県安全性向上委員会」を設立し、交通事故特性の分析、要対策箇所の選定及び要対策箇所の事故対策の立案を行い、これらを公表し、道路利用者の理解・協力ならびに注意喚起を図るものである。

## 神奈川県安全性向上委員会規約

(名称)

第1条 本会議は「神奈川県安全性向上委員会（以下、「委員会」という）」と称する。

(目的)

第2条 委員会は、神奈川県内の安全性向上について、公正・中立的な立場から、交通事故特性の分析、要対策箇所を選定及び要対策箇所の事故対策の立案を行い、これらを公表し、道路利用者の理解・協力ならびに注意喚起を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- (1) 交通事故特性の分析
- (2) 要対策箇所を選定方針の立案及び、選定方針の修正並びに要対策箇所を選定
- (3) 要対策箇所の事故対策の立案、整備効果の検証
- (4) その他必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員で構成する。

2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

(第三者性)

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委員会の所掌事項を完了するまでとする。

(委員長)

第7条 委員会には委員長をおくものとする。

2 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長から指名する委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。

(委員会資料の公開)

第10条 委員会に提出された資料は、公開の対象とする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所交通対策課に置くものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。

また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、令和2年12月16日から施行する。

神奈川県安全性向上委員会 委員名簿

◎ 東洋大学 国際学部 国際地域学科 教授	岡村 敏之
横浜国立大学大学院	
都市イノベーション研究院 教授	田中 伸治
(一社) 神奈川県安全運転管理者会連合会 専務理事	正野 正樹
(一財) 横浜市交通安全協会 専務理事	佐竹 広則
(一社) 川崎市交通安全協会 専務理事	米川 僚一
(一社) 神奈川県トラック協会 専務理事	永島 和弘
(一社) 神奈川県タクシー協会 専務理事	三上 弘良
(一社) 神奈川県バス協会 常務理事	小堤 健司
国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長	宮本 久仁彦
国土交通省 関東地方整備局 川崎国道事務所長	菊池 正彦
国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所長	宮本 雄一
神奈川県警察本部交通部交通規制課長	水田 隆三
神奈川県くらし安全防災局くらし安全部	
くらし安全交通課長	野口 信行
神奈川県県土整備局道路部道路管理課長	福原 浩之
横浜市道路局道路部長	角野 智史
川崎市建設緑政局道路河川整備部長	矢口 智行
相模原市都市建設局土木部長	杉浦 篤
東日本高速道路株式会社 関東支社	
京浜管理事務所長	飯干 貴彰
中日本高速道路株式会社 東京支社	
交通管制課長	鎌田 博義
首都高速道路株式会社 神奈川局	
調査・環境課長	遠藤 蔵人
◎ 委員長	

(敬称略)

# 第23回 神奈川県安全性向上委員会

令和7年6月

# 目次

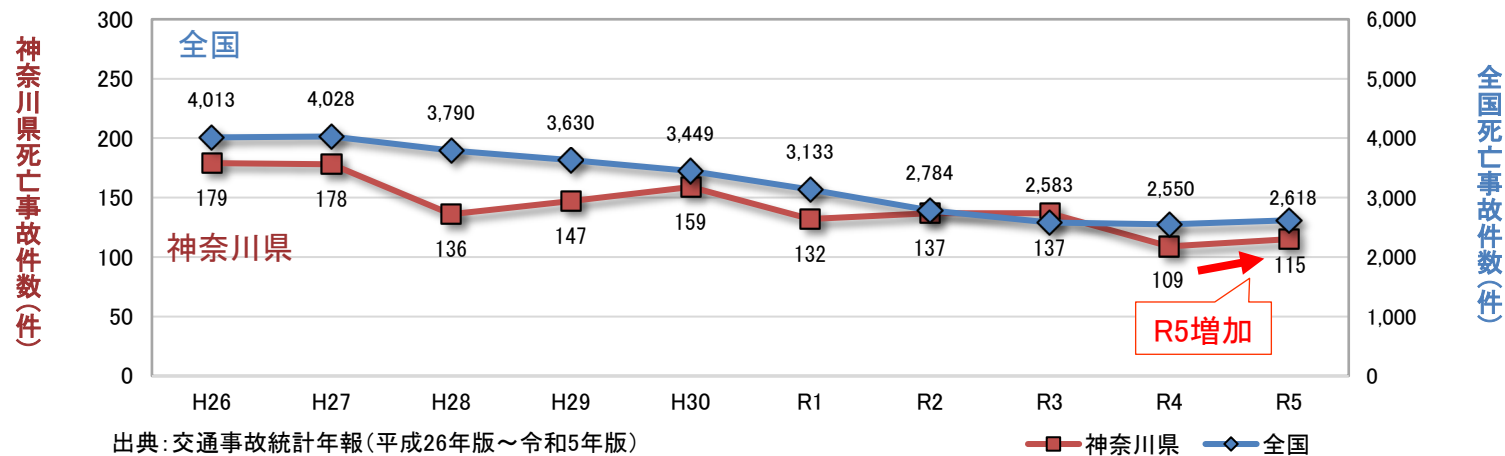
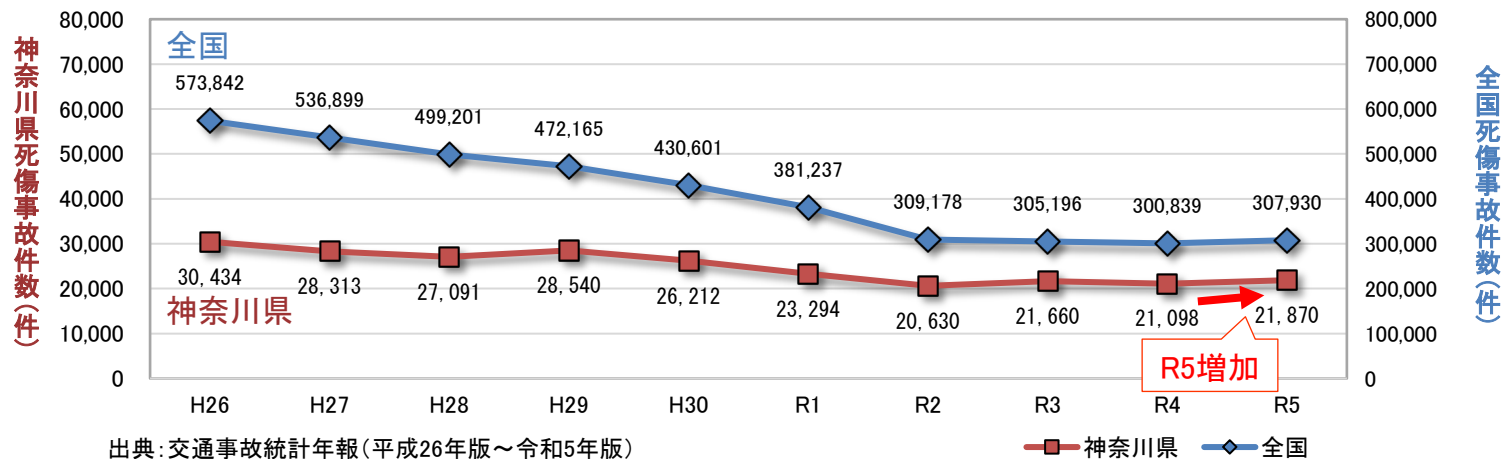
1. 神奈川県发生交通事故発生状況
2. 事故ゼロプランの概要
3. 事故ゼロプラン3期の取り組み
4. 新たな取り組み
5. 生活道路における交通安全対策
6. その他
7. 今後の予定

# 1. 神奈川県内の交通事故発生状況

## 交通事故の経年変化

- 神奈川県内(以下、県内とする)の死傷事故件数は令和4年に減少したが、令和5年には再び増加に転じた。
- 死亡事故件数についても同様に、令和4年は減少したものの、令和5年は増加している。

### ■全国と神奈川県の死傷・死亡事故件数の推移



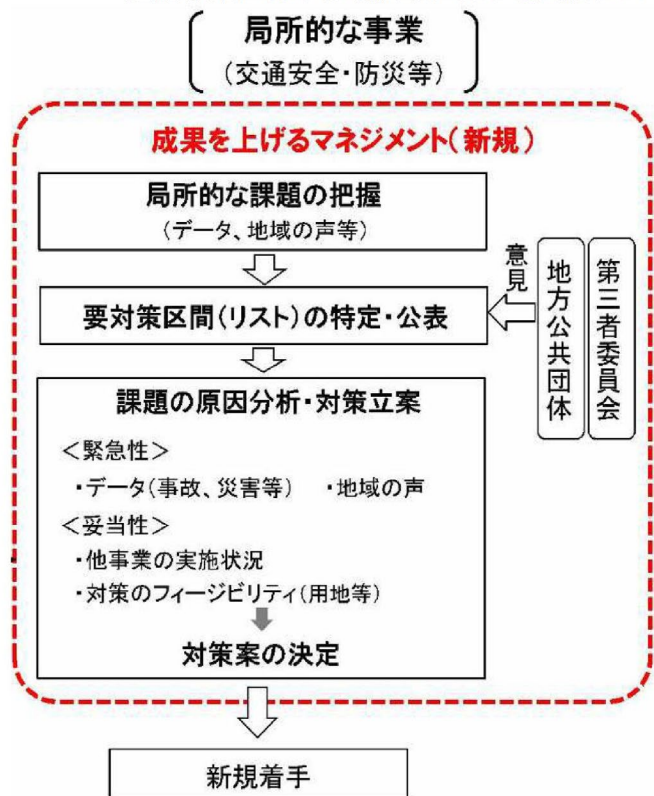
## 2. 事故ゼロプランの概要

### 事故ゼロプランとは

- 国土交通省は、道路事業の透明性・効率性を高めるため、平成22年度より「成果を上げるマネジメント」を導入しており、このうち、交通安全事業については、「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」に取り組んでいる。
- 神奈川県は、事故ゼロプランは、事故危険区間の選定、年次更新、対策検討(PLAN)、対策実施(DO)、効果評価(CHECK)、追加対策や完了(ACTION)のPDCAサイクルにより取り組んでいる。

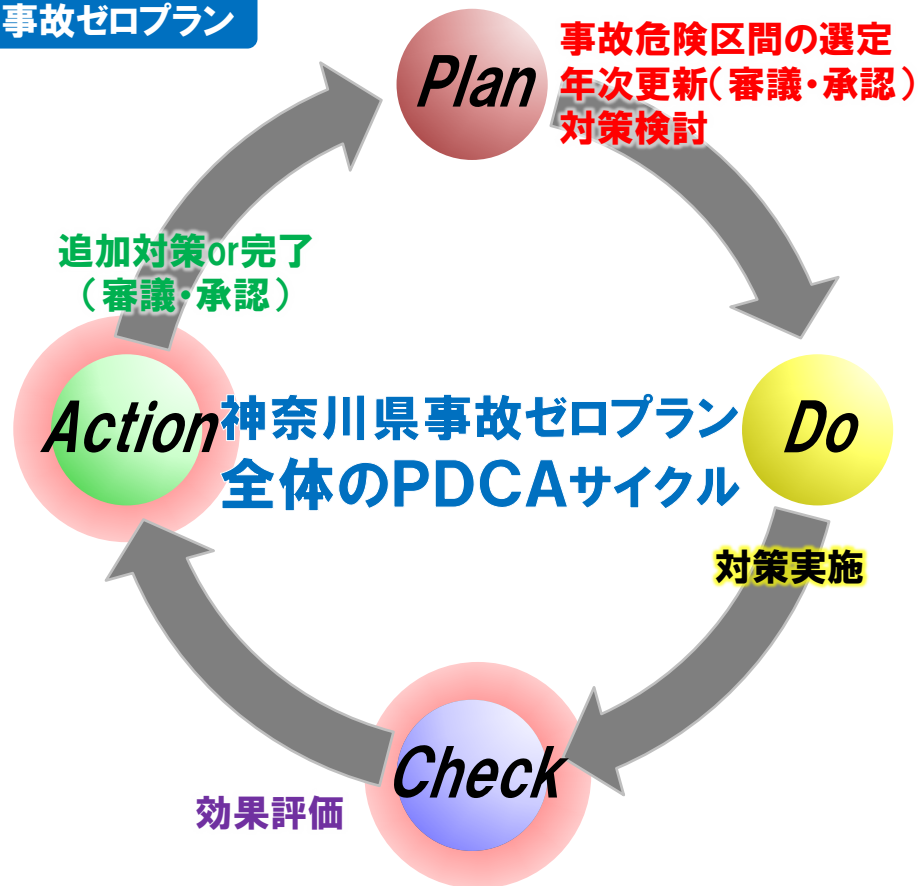
### 国土交通省

■ 政策目標評価型事業評価の導入に係る  
道路事業における取組みにおける実施フロー



### 神奈川県

### 事故ゼロプラン



※政策目標評価型事業評価の導入に係る道路事業における取組みについて  
(平成22年8月国土交通省記者発表資料)より作成

## 2. 事故ゼロプランの概要

### これまでの委員会の開催と事故ゼロプランの取り組み

#### 主な委員会の開催

第1回委員会（平成17年12月）

第7回委員会（平成22年12月）

第9回委員会（平成24年2月）

第11回委員会（平成25年12月）

第13回委員会（平成27年9月）

第15回委員会（平成28年12月）

第19回委員会（令和2年12月）

第20回委員会（令和3年12月）

第23回委員会（令和7年6月）

1期

2期

3期

今回

#### 事故ゼロプランの取り組み

##### 【神奈川県安全性向上委員会の設立】

- ・ 要対策箇所の選定方針（案）

- ・ 事故ゼロプラン（1期）の選定【H22年】

事故ゼロプラン開始

- ・ 事故ゼロプランの目標値の設定

※死傷事故件数を2割削減：第9次交通安全基本計画の目標相当

- ・ リスト更新の考え方（事故多発区間、地域要望：毎年追加）

- ・ リスト更新の考え方（事故危険箇所の追加）

- ・ 事故データ以外による抽出区間の卒業（完了）ルール
- ・ 生活道路の交通安全対策の取り組み

- ・ 事故ゼロプラン（2期）の選定【H28年】

- ・ 事故ゼロプラン（3期）の選定基準（2期からの変更）

※県内の事故特性、潜在的な危険箇所（事故危険箇所B基準）

- ・ 事故ゼロプラン（3期）の選定【R3年】

- ・ ゾーン30プラスの整備計画（生活道路）

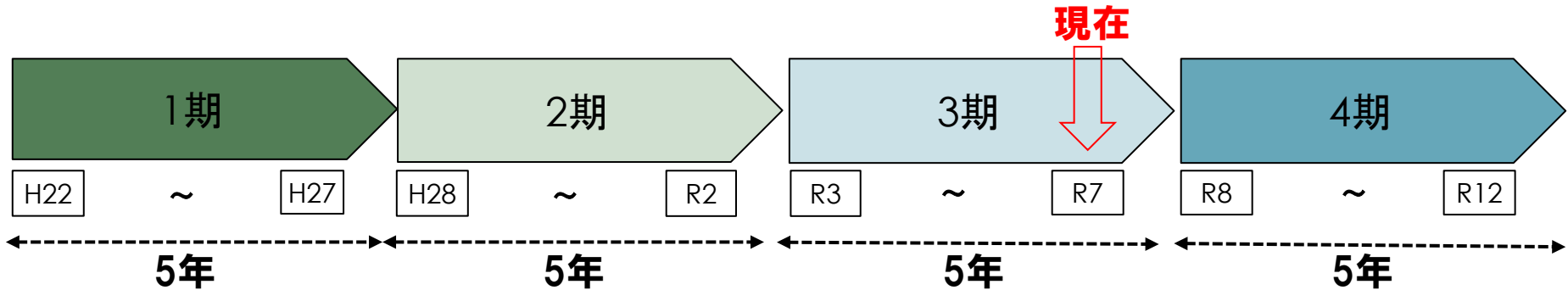
- ・ 事故危険箇所の対策進捗状況・対策事例
- ・ 道路安全診断の取り組み状況

## 2. 事故ゼロプランの概要

### 事故ゼロプランのマネジメントサイクル

- 神奈川県は事故ゼロプランは5年単位で取り組んでおり、平成22年に1期が始まり、現在は3期の5年目である。
- 5年目は、委員会を2回開催する予定であり、今回は3期の進捗状況と対策事例を報告し、次回は3期の総括、4期の取り組みの方針について報告・議論する予定である。

#### 事故ゼロプランの進め方



#### 【今年度（5年目）の委員会】

- 第23回委員会（今回） . . . . . 報告
  - ・ 事故ゼロプラン3期（事故危険箇所）の対策進捗状況・対策事例
- 第24回委員会（次回） . . . . . 報告・議論
  - ・ 事故ゼロプラン3期の総括
  - ・ 事故ゼロプラン4期の取り組み方針

## 2. 事故ゼロプランの概要

### 本委員会での報告

- ・神奈川県安全性向上委員会では、県内のすべての道路(幹線道路、生活道路、高速道路)を対象としている。
- ・事故ゼロプランは幹線道路の主要施策であり、今回の委員会では道路管理者と神奈川県警察が連携して取り組む「事故危険箇所」について、対策の進捗状況などを報告する。

### 神奈川県安全性向上委員会

#### 幹線道路

※国道、県道、市道等

国土交通省

横浜国道、川崎国道、相武国道

神奈川県

政令指定都市

横浜市、川崎市、相模原市

#### 事故ゼロプラン

#### 事故危険箇所

第5次事故危険箇所：令和3年度～令和7年度

幹線道路における集中的な交通事故対策を実施することを目的に、国土交通省と警察庁が合同で、交通事故が多発している箇所やビッグデータから判明した潜在的な危険箇所等を「事故危険箇所」として指定し、道路管理者と都道府県公安委員会が連携した対策を検討・実施。

#### 高速道路

※NEXCO,首都高 等

NEXCO東日本,中日本

首都高速道路

#### 生活道路

地方自治体  
(市町村)

### 3.事故ゼロプラン3期の取り組み

#### 事故危険箇所

- ・事故危険箇所は事故データで選ばれるA基準、ETC2.0プローブデータ等のビッグデータを活用した潜在的な危険箇所B基準で抽出されている。
- ・神奈川県では88箇所選定されており、今回は横浜国道事務所管内の42箇所について、対策の進捗状況を報告する。

#### 【第5次事故危険箇所の抽出基準】

幹線道路において 抽出基準A、Bのいずれかに該当する箇所  
神奈川県では88箇所、横浜国道管内では42箇所が抽出

分類	指標	横浜国道管内
事故データ (A基準)	■死傷事故率が100件/億台キロ以上 かつ ■重大事故率が10件/億台キロ以上 かつ ■死亡事故率が1件/億台キロ以上 ※過去4年間(H27~30)の交通事故	27箇所
ETC2.0プローブデータ等のビッグデータを活用した潜在的な危険箇所 (B基準)	■急減速挙動の発生割合が一定以上(神奈川県内で上位10%)あり、死傷事故率も高い区間(事故率300以上)	15箇所

### 3.事故ゼロプラン3期の取り組み

#### 事故危険箇所への対策進捗状況(1/2)

- 横浜国道事務所管内のA基準で抽出された27箇所のうち、現時点(R7.6月)で対策実施済は4区間であるが、令和7年度には全箇所です工事完了予定である。

#### 【第5次事故危険箇所(横浜国道管内)】

#### 横浜国道事務所 (A基準27箇所)

抽出基準	NO	路線名	単路/交差点	箇所・交差点名	進捗状況
抽出基準 A	1	国道15号	交差点	川崎市川崎区元木(元木交差点)	対策完了
	2	国道1号	交差点	横浜市西区中央1丁目19番地(西区役所入口交差点)	事業中(対策着手)
	3	国道15号	交差点	横浜市鶴見区鶴見中央5丁目18番地(下野谷町入口交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	4	国道1号	交差点	横浜市神奈川区新子安1丁目27番地(新子安交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	5	国道1号	交差点	平塚市明石町3丁目(八幡宮前交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	6	国道1号	単路	茅ヶ崎市十間坂3丁目19番地15号~南湖一丁目交差点	対策完了
	7	国道15号	交差点	川崎市川崎区東田町(交差点名なし)	計画済(R7年度に完了予定)
	8	国道1号	交差点	横浜市神奈川区反町1丁目8番地1号(桐畑交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	9	国道16号	交差点	横浜市金沢区泥亀1丁目25番地(金沢警察署前交差点)	対策完了
	10	国道246号	交差点	厚木市妻田北1丁目10番地(妻田そりだ交差点)	対策完了
	11	国道1号	交差点	小田原市南町1丁目9番地(早川口交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	12	国道16号	交差点	横浜市金沢区寺前1丁目3番地(君ヶ崎交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	13	国道16号	交差点	横浜市旭区都岡町(都岡町交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	14	国道16号	交差点	横須賀市若松町1丁目21番地(日の出町一丁目交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	15	国道16号	交差点	横浜市南区睦町1丁目8番地2号(中村橋交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	16	国道15号	交差点	横浜市神奈川区東神奈川2丁目(東神奈川2丁目交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	17	国道246号	単路	愛甲石田交差点~伊勢原市石田	計画済(R7年度に完了予定)
	18	国道15号	交差点	横浜市鶴見区市場大和町10丁目(市場駅入口交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	19	国道246号	単路	伊勢原市大住台1丁目~伊勢原市坪ノ内	計画済(R7年度に完了予定)
	20	国道246号	交差点	伊勢原市伊勢原3丁目8番地16号(伊勢原交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	21	国道16号	交差点	横須賀市追浜町1丁目(湘南鷹取入口交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	22	国道1号	交差点	小田原市酒匂5丁目16番地(交差点名なし)	計画済(R7年度に完了予定)
	23	国道15号	交差点	川崎市川崎区貝塚1丁目4番地(川崎消防署前交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	24	国道1号	単路	心泉学園入口交差点~中郡二宮町二宮106番地1号	計画済(R7年度に完了予定)
	25	国道16号	単路	横須賀市走水2丁目6番地~横須賀市走水1丁目8番地	計画済(R7年度に完了予定)
	26	国道246号	交差点	横浜市青葉区つつじが丘1番地8号(交差点名なし)	計画済(R7年度に完了予定)
	27	国道246号	単路	足柄上郡山北町川西1653番地1号~足柄上郡山北町川西	計画済(R7年度に完了予定)

■ : 対策完了
 ■ : 事業中(対策着手)
 ■ : 計画済・調整中(R7年度に完了予定)

### 3.事故ゼロプラン3期の取り組み

#### 事故危険箇所への対策進捗状況(2/2)

- 横浜国道事務所管内のB基準で抽出された15箇所のうち、現時点(R7.6月)で対策実施済は3区間であるが、令和7年度には全箇所です工事完了予定である。

#### 【第5次事故危険箇所(横浜国道管内)】

#### 横浜国道事務所 (B基準15箇所)

抽出基準	NO	路線名	単路/交差点	箇所・交差点名	進捗状況
抽出基準 B	1	国道16号	単路	横浜市金沢区六浦1丁目14番地～横浜市金沢区六浦1丁目11番地	計画済(R7年度に完了予定)
	2	国道1号	交差点	川崎市幸区戸手1丁目(遠藤町交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	3	国道1号	単路	茅ヶ崎市小和田2丁目12番地67号～茅ヶ崎市小和田2丁目11番地67号	調整中(R7年度に完了予定)
	4	国道16号	単路	横浜市旭区川井本町71番地～横浜市旭区川井本町69番地1号	計画済(R7年度に完了予定)
	5	国道16号	交差点	横須賀市東逸見町1丁目24番地(逸見駅入口交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	6	国道16号	交差点	横浜市南区吉野町3丁目7番地(吉野町3丁目交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	7	国道15号	交差点	横浜市神奈川区神奈川2丁目(神奈川2丁目交差点)	対策完了
	8	国道1号	単路	小田原市国府津3丁目10番地～小田原市国府津3丁目15番地	対策完了
	9	国道16号	交差点	横浜市中区曙町5丁目(阪東橋交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	10	国道1号	交差点	横浜市神奈川区入江1丁目26番地(入江町交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	11	国道16号	交差点	横浜市保土ヶ谷区東川島町(東川島町西交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	12	国道1号	交差点	平塚市八千代町18番地11号(榎木町交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	13	国道1号	交差点	横浜市保土ヶ谷区岡沢町(三ツ沢公園入口交差点)	対策完了
	14	国道1号	交差点	横浜市鶴見区北寺尾2丁目1番地(北寺尾交差点)	計画済(R7年度に完了予定)
	15	国道409号	交差点	川崎市川崎区大師河原1丁目3番地(大師河原交差点)	計画済(R7年度に完了予定)

対策事例の紹介(次頁)

■ : 対策完了

■ : 計画済・調整中(R7年度に完了予定)

# 3.事故ゼロプラン3期の取り組み

## 対策事例 「国道15号 神奈川2丁目交差点」

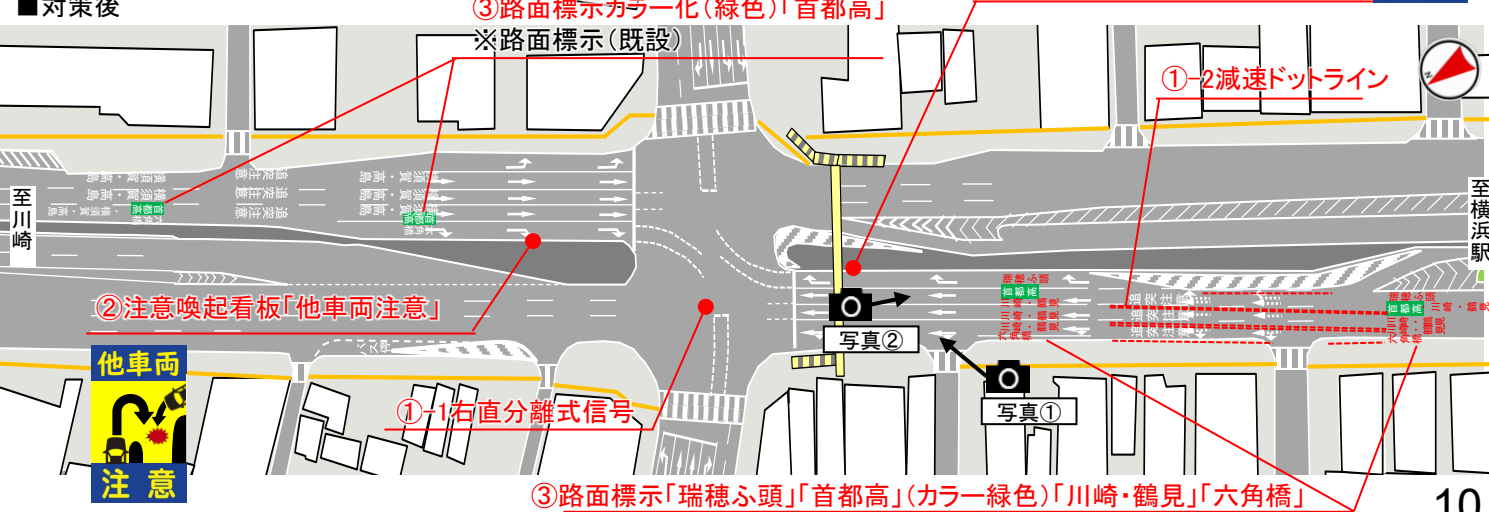
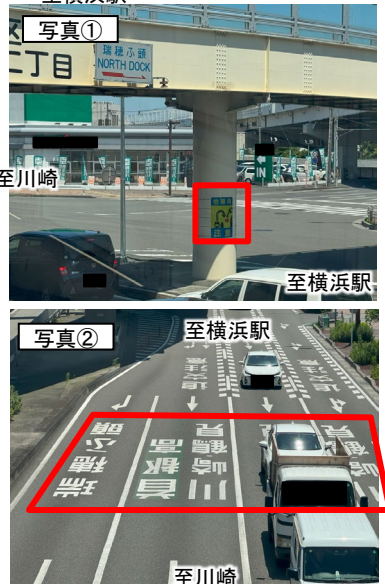
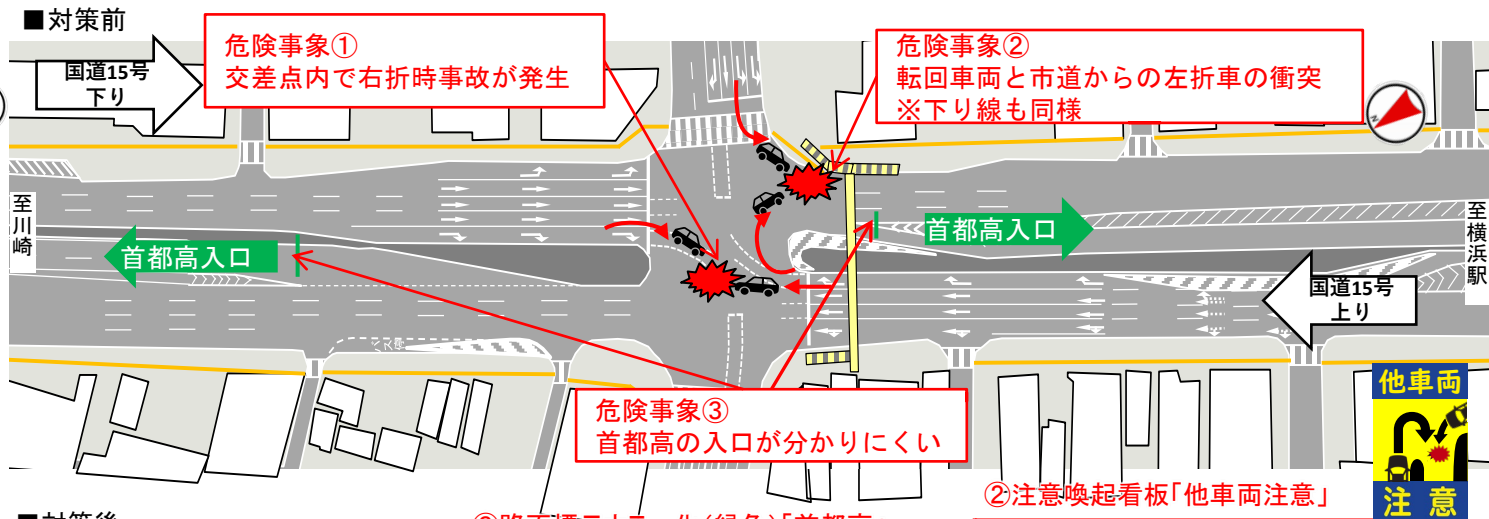
R4工事完了

・当該交差点では右折時および転回中の交通事故、首都高入口が分かり難いといった問題が発生していた。

対策①: 右折事故の対策として「①-1右直分離式信号」と「①-2減速路面標示(ドットライン)」の実施。

対策②: 転回車両と左折車の注意喚起対策として、「②注意喚起看板(他車両注意)」。

対策③: 首都高の入口をわかりやすくする対策として、「③路面標示(方面案内)」の設置・カラー化」。

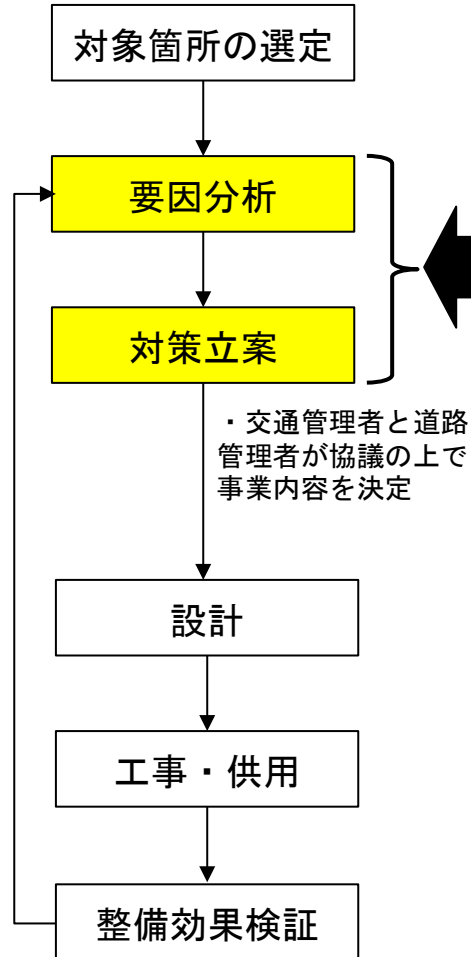


# 4. 新たな取り組み

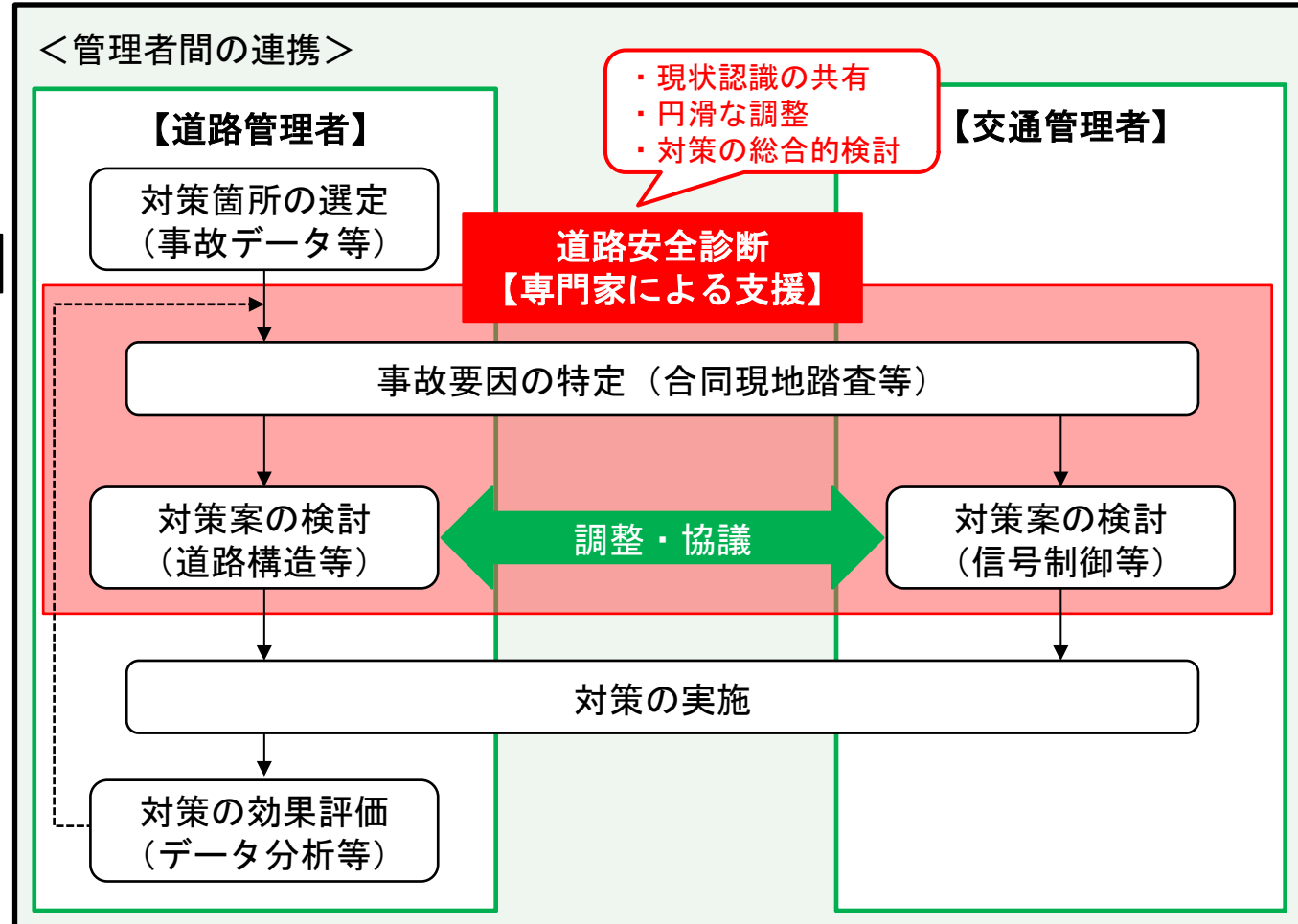
## 道路安全診断とは

- 道路安全診断とは、道路管理者と交通管理者が連携し、道路・交通安全の専門家が交通事故に関する課題、対策案について、技術的アドバイスを行うことにより、効果的かつ総合的な安全対策の提案を行うものである。

### ■交通安全事業のプロセス



### ■道路安全診断の取り組み

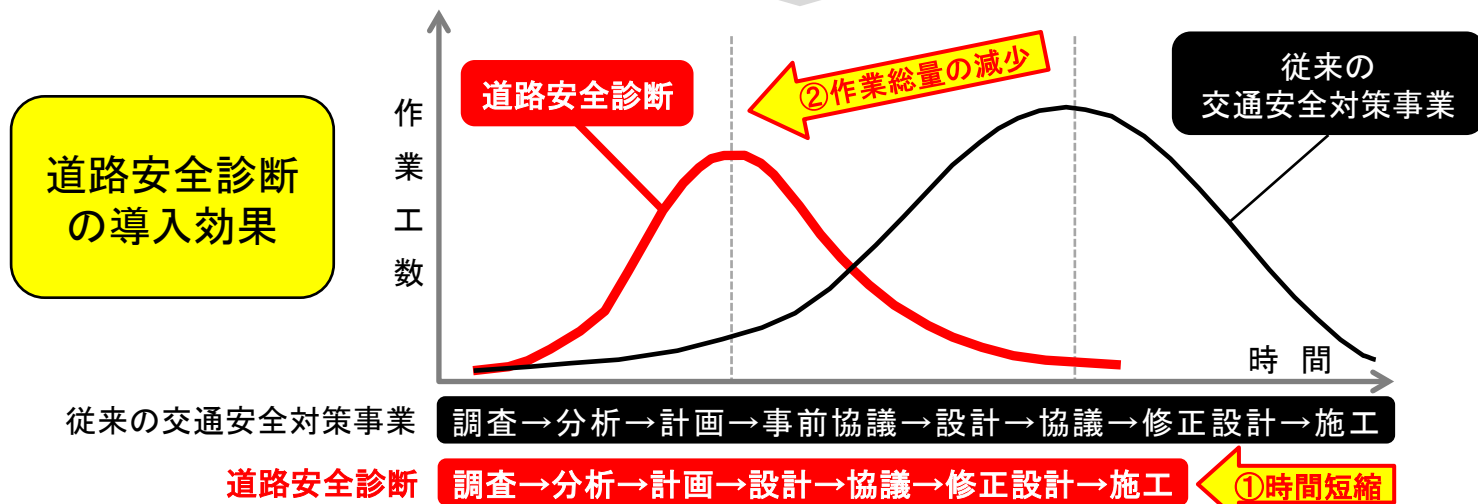
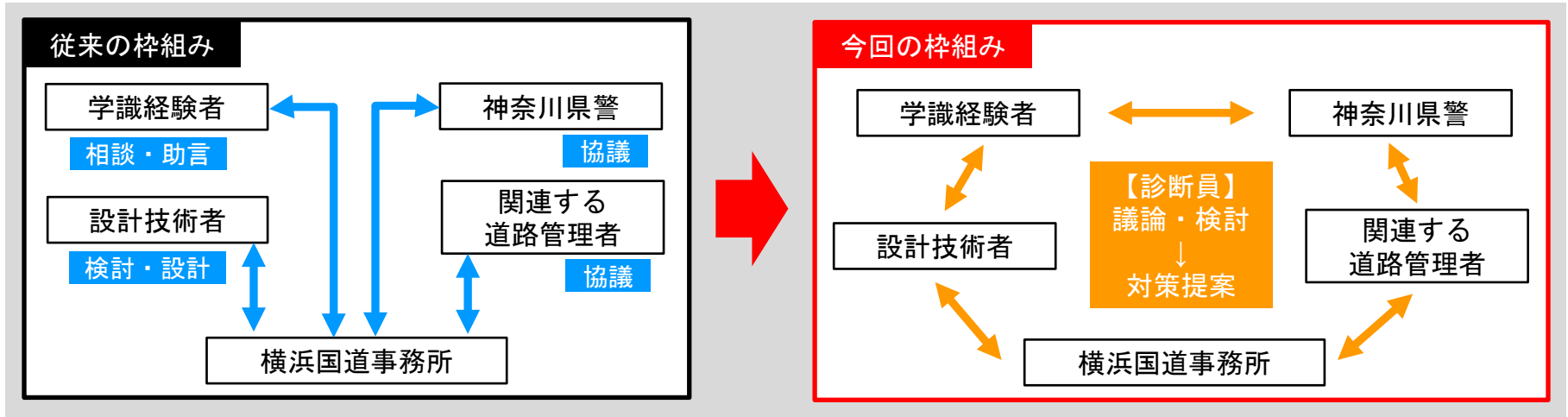


【出典】 幹線道路における道路安全診断のパフレット (一般社団法人 交通工学研究会) を参考に加工

# 4. 新たな取り組み

## 道路安全診断の導入意義

- 道路安全診断の導入意義として、対策の計画段階から関係機関が一体的に議論・検討する枠組みが構築されることで、関係機関協議が円滑になり、交通安全対策事業の早期推進が可能になる。

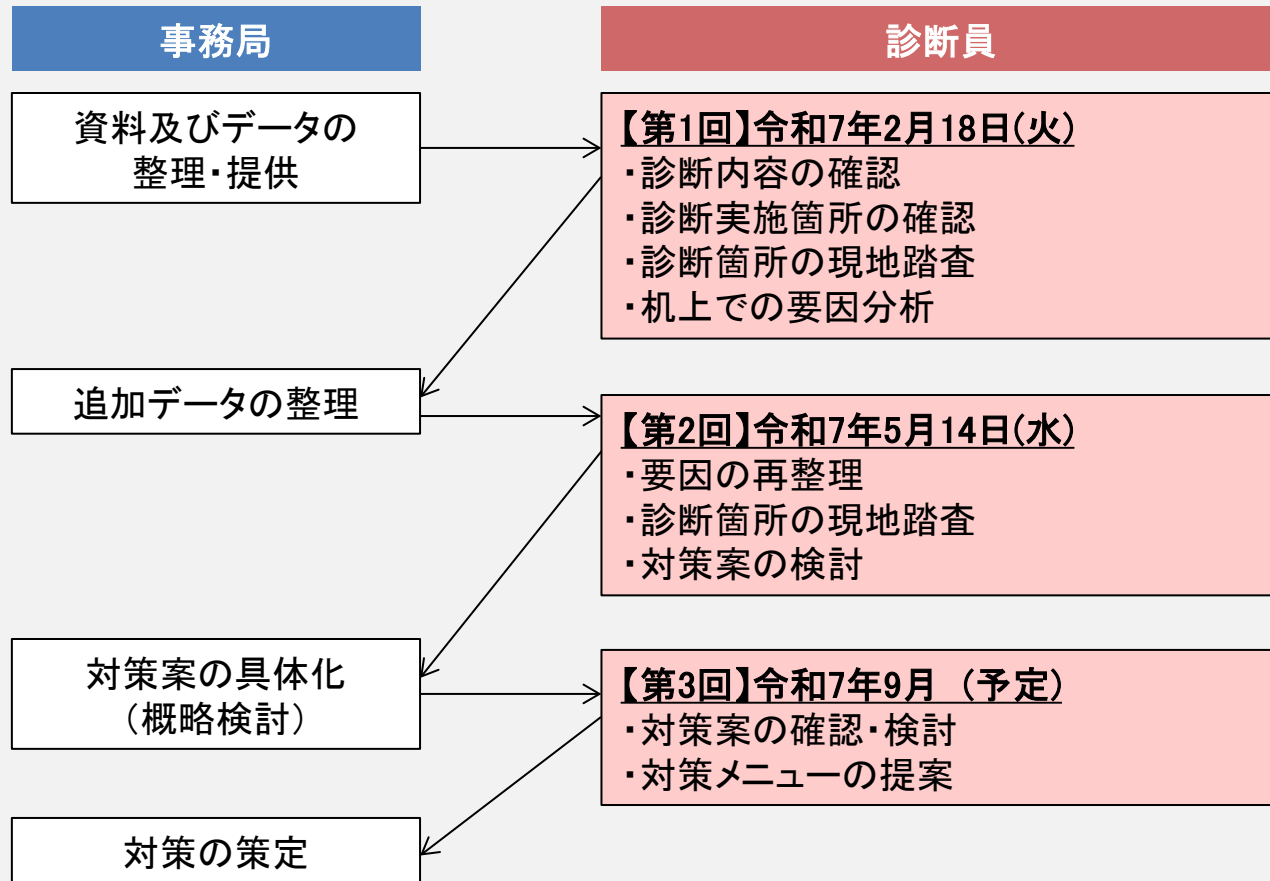


# 4. 新たな取り組み

## 道路安全診断の実施プロセス

- 令和6年度から令和7年度にかけて道路安全診断を計3回計画し、室内会議及び現地診断を行い、対策案を検討する。現時点(令和7年6月)で第1回、第2回は開催済みであり、第3回については令和7年9月頃の開催を予定している。

### ■ 道路安全診断の実施プロセス



# 4. 新たな取り組み

## 道路安全診断の実施箇所

- 「国道15号 鶴見警察署前交差点」を道路安全診断の実施箇所とした。
- 当該交差点は、横浜国道事務所管内の事故多発交差点であることに加え、主要渋滞区間にも選定されており、安全面及び円滑面の更なる向上が望まれる箇所となっている。

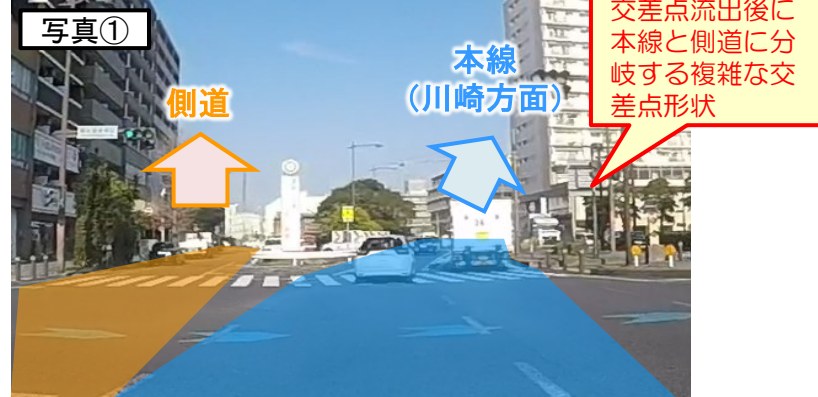
### 【診断箇所の概要】

交差点名	鶴見警察署前交差点
路線	国道15号
住所	神奈川県横浜市鶴見区
主要渋滞区間	該当する
死傷事故件数 (R1-R4)	28件/4年
死傷事故率 (R1-R4)	592.6件/億台キロ

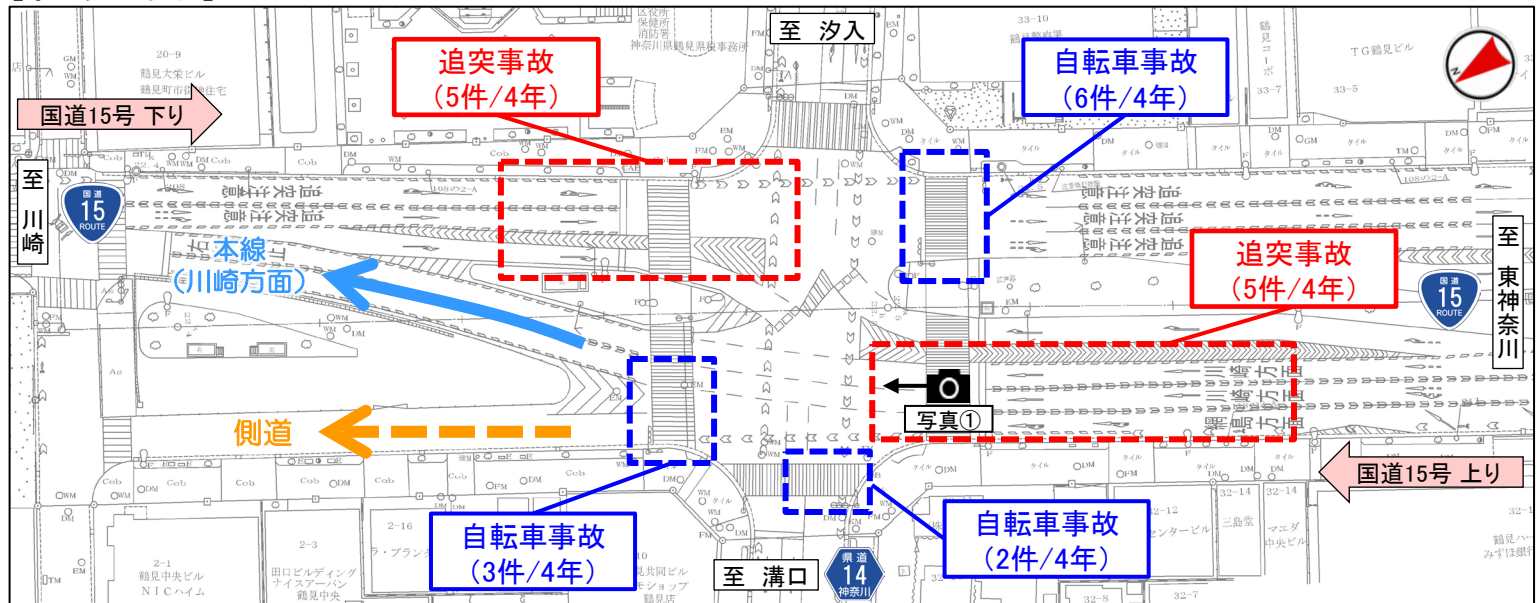
### 【位置図】



### 【現地状況】



### 【事故発生状況】



# 5. 生活道路における交通安全対策

## ゾーン30プラス

- 令和3年8月、警察が実施しているゾーン30(最高速度30km/hの区域規制)と、道路管理者が実施している物理的デバイス設置等との適切な組合せにより、交通安全の向上を図ろうとする区域を『ゾーン30プラス』として設定。
- 警察と道路管理者が緊密に連携し、地域住民等の合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備。

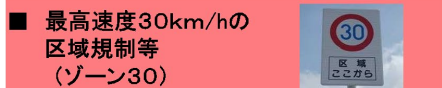
【『ゾーン30プラス』の入り口(イメージ)】



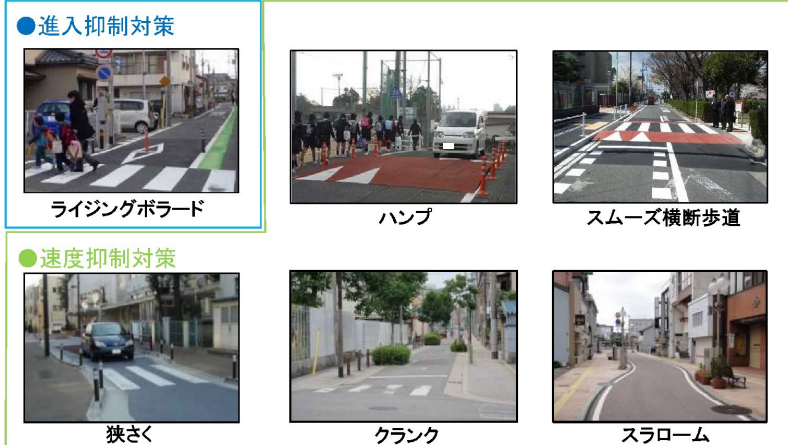
看板

路面表示

<警察による交通規制>



<道路管理者による物理的デバイスの設置>



出典:生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」について(国土交通省:令和3年8月)

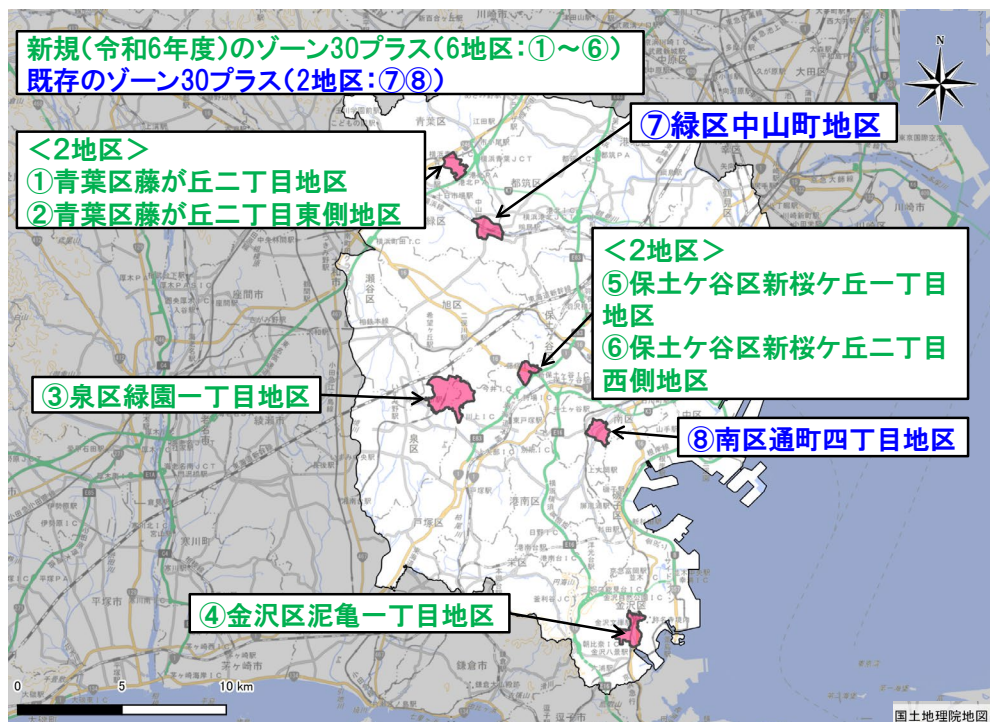
# 5. 生活道路における交通安全対策

## 県内のゾーン30プラス整備地区

県内の「ゾーン30プラス」はこれまで2地区が整備されており、令和6年度には、新たに6地区を整備した。これにより県内の整備地区は計8地区となった。

### ゾーン30プラス整備地区

ゾーン30プラス (新規・既存)	No.	地区名	物理的 デバイスの 対策完了日	ゾーン30 プラス 設定年度
新規	①	青葉区藤が丘二丁目地区	R7.3	R6年度
	②	青葉区藤が丘二丁目 東側地区	R7.3	R6年度
	③	泉区緑園一丁目地区	R7.3	R6年度
	④	金沢区泥亀一丁目地区	R7.3	R6年度
	⑤	保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目 地区	R7.3	R6年度
	⑥	保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目 西側地区	R7.3	R6年度
既存	⑦	緑区中山町地区	R2.3	R4年度
	⑧	南区通町四丁目地区	R4.1	R4年度



# 5. 生活道路における交通安全対策

## 新規ゾーン30プラス整備地区の対策状況

①青葉区藤が丘二丁目地区



▲狭さく



▲狭さく

②青葉区藤が丘二丁目東側地区



▲ハンプ



▲ハンプ



▲ハンプ

③泉区緑園一丁目地区



▲狭さく

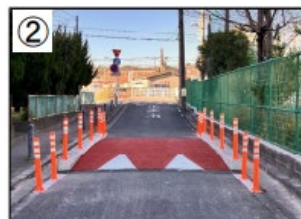


▲ポストコーン設置  
(歩車分離)

④金沢区泥亀一丁目地区



▲ハンプ



▲ハンプ



▲狭さく

⑤保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目地区



▲スムーズ横断歩道

⑥保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目西側地区



▲狭さく



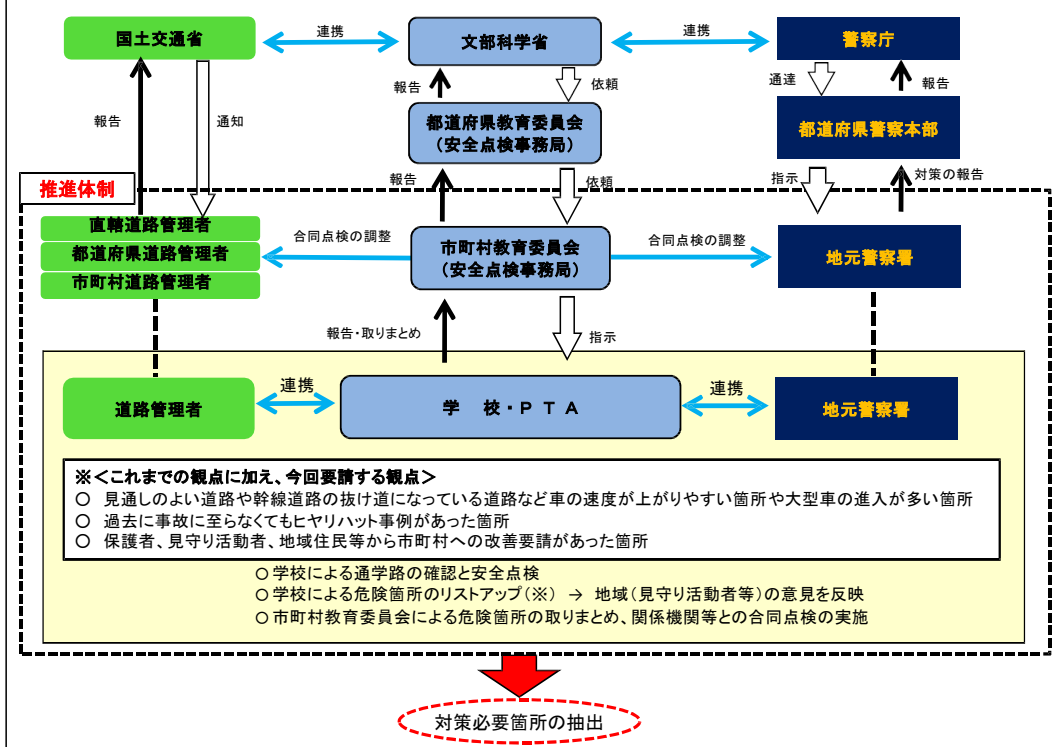
▲ハンプ

## 通学路における交通安全の更なる確保について

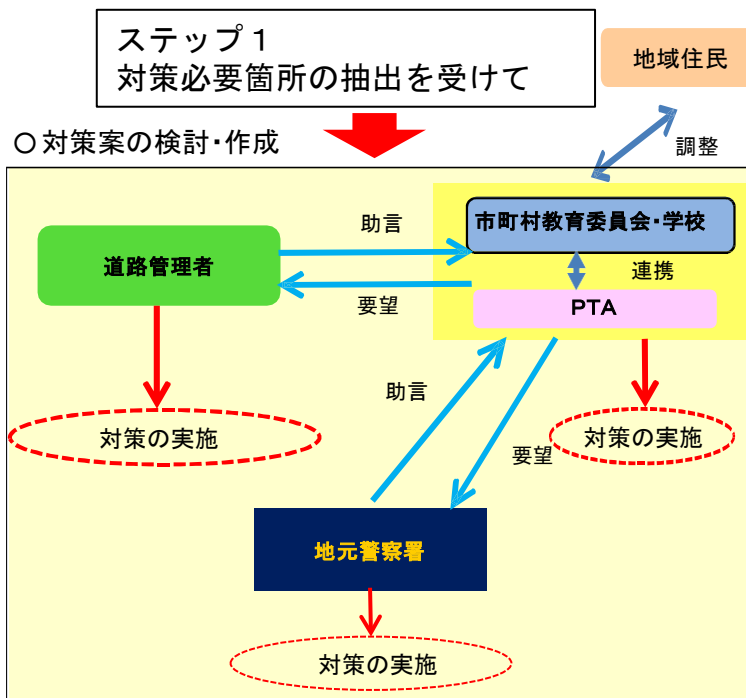
- ・令和3年6月に見通しの良い直線道路で下校中の児童の列にトラックが衝突し5名が死傷するなど、通学路における痛ましい事故が後を絶たない。
- ・このことから、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、通学路における交通安全を一層確保する取り組みとして合同点検に取り組んでいる。

### 通学路の合同点検フロー

ステップ1: 合同点検による対策必要箇所の抽出までの流れ



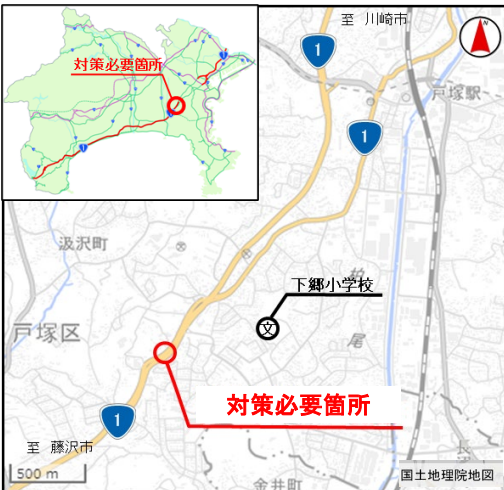
ステップ2: 合同点検に基づく対策案の検討・作成、対策実施の流れ



## 通学路における交通安全の更なる確保について

- ・関係機関合同での緊急安全点検(令和3年度)を実施し、危険箇所を把握した。
- ・横浜市立下郷小学校の通学路(国道1号 横浜市戸塚区戸塚町1978)では「ガードレール補修・減速路面標示の設置」を実施し、歩行者の安全性の向上を図った。

<<位置図>>



◇対策事例(国道1号 横浜市戸塚区戸塚町1978)  
・「ガードレール補修・減速路面標示の設置」を実施



## 最近のトピックス

・生活道路における法定速度60km/hから30km/hに引下げ(令和8年9月1日施行予定)

### 生活道路<sup>※</sup>における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでは「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日  
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h

▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽

- 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- 道路の構造上又は構その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

## 7. 今後の予定

	開催時期	議題(案)
第24回 委員会	令和8年2月(予定)	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 神奈川県での事故発生状況</li><li>2. 事故ゼロプラン3期の総括</li><li>3. 事故ゼロプラン4期の取り組み方針</li><li>4. 生活道路における交通安全対策</li></ol>